

児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉施設等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な経費を予算の範囲内において補助することについて、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下、「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、西宮市内において、次に掲げる施設又は事業所を設置し、又は事業を実施する者とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所(法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。)

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する認定こども園

(3) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(4) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(5) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(6) 法第59条の2に規定する届出を行っている認可外保育施設(居宅訪問型保育事業については、複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。)

(7) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に規定する利用者支援事業を西宮市から指定を受け実施する者

(8) 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金の補助対象事業者として西宮市から決定を受け実施する者

(9) 法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を西宮市から指定を受け実施する者

(10) 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を西宮市から委託を受け実施する者

(11) 法第38条に規定する母子生活支援施設

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助対象経費に対し、別表に掲げる基準額を上限に補助する。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が定める期日までに、補助事業の目的、内容及び経費、補助金の額その他必要な事項を記載した補助金交付申請書に、その他市長が必要と認める書類を添付し、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の額、交付時期その他必要な事項を記載した補助金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した補助金不交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。

(申請の取り下げ)

第7条 補助金の交付を申請した者は、前条第2項に規定する補助金交付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件により難いと認めるときは、市長の定める期日までに、文書で申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) この補助金の交付決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(3) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

(5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入

及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) 補助事業者のうち、第2条第7号から第10号に該当する者は、本条第1号及び第5号中、「30万円」とあるのは「50万円」と読み替えるものとする。

(状況報告及び調査等)

第9条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況又は過去の実績等について、補助事業者に報告させ、又は当該職員に現地調査を行わせることができる。

2 補助事業者は、前項に規定する報告の要求に応じ、又は現地調査に協力するとともに、関係書類その他の物件の提出の要求があったときは、これを拒んではならない。

3 市長は、第1項に規定する報告又は現地調査により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って執行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って執行すべきことを命ずることができる。

(交付の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書に、市長が必要と認める書類を添付し、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(決定の取消)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助事業に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。

(3) 第8条に規定する交付の条件に反したとき。

(4) その他法令、条例、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づき市長が行なった指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、返還する補助金の額、納付期限その他必要な事項を記載した補助金返還命令書により、速やかに当該補助事業者に対し、その返還を命じなければならない。

(手続の省略)

第13条 規則第20条の規定に基づき、規則第14条及び第15条第1項に規定する手続は省略する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年10月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

| 補助対象者 | 補助対象経費 |
|---|--|
| <p>保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び認可外保育施設（居宅訪問型保育事業については、複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）</p> | <p>施設の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために行う、以下の事業に要する経費</p> <p>ア 緊急時の職員確保を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用 <p>イ 職場環境の復旧・環境整備等を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒清掃費用等 |
| <p>利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業及び病児保育事業</p> | <p>事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費</p> <p>ア 緊急時の職員確保に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用 <p>イ 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒掃除費用等 |
| <p>母子生活支援施設</p> | <p>施設の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費</p> |

※補助対象者は第2条の規定に準じる。

別表（第4条関係）

| 補助対象者 | 基準額 |
|--|--|
| 保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。） | 1施設あたり 定員19人以下 300,000円 定員20人以上59人以下 400,000円 定員60人以上 500,000円 ※「定員」については、4月1日時点の認可定員とする（認可外保育施設は利用定員とする。）。年度途中に開設した施設は、開設日時点の認可定員とする（認可外保育施設は設置以降に届出した利用定員とする。）。 |
| 認可外の居宅訪問型保育事業（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。） | 1施設あたり 300,000円 |
| 利用者支援事業 | 1か所あたり 300,000円 |
| 放課後児童健全育成事業 | 1支援の単位あたり 定員19人以下 300,000円 定員20人以上59人以下 400,000円 定員60人以上 500,000円 ※「定員」については、4月1日時点の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第14条第5号の「利用定員」とする（年度途中に開設した施設は、新規開所日時点の「利用定員」とする。）。 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 1か所あたり 300,000円 |
| 病児保育事業 | 1か所あたり 300,000円 |
| 母子生活支援施設 | 1か所あたり 1,000,000円 |

※補助対象者は第2条の規定に準じる。